

指定権者/ 所在都道府県	指定確認検査機関・特定行政庁名	確認件数	確認件数から 法定通知(※ 2)を行ったもの を除いた件 数	確認申請受付～ 確認済証交付 (法定通知を発生した物件を除く)			法定通知を 行った件数	法定通知を行った場合は、その理由(※3)				(参考) 事前相談受付(※4)～ 確認済証交付 (法定通知を発生した物件を含む)		
				平均審査日 数 (※5)	うち申請者側 の作業日数	うち審査者側 の審査日数		a	b	c	その他	平均審査日 数 (※5)	うち申請者側 の作業日数	うち審査者側 の審査日数
石川県	金沢市	2					2	2				79.5	59.5	20.0
	白山市	2	2	24.5	12.5	12.0						33.5	19.5	14.0
福井県	福井県	3					3	3				39.3	20.7	18.7
	福井市	1					1	1				109.0	83.0	26.0
山梨県	山梨県	1					1		1			57.0	5.0	52.0
	公益社団法人 山梨県建設技術センター	3	3	20.0	10.7	9.3						34.7	18.7	16.0
長野県	長野県	1					1	1				36.0	19.0	17.0
	長野市	1					1	1				52.0	43.0	9.0
	上田市	2					2		2			41.5	15.5	26.0
	一般財団法人 長野県建築住宅センター	1	1	38.0	26.0	12.0						38.0	26.0	12.0
岐阜県	岐阜県	1	1	38.0	7.0	31.0						38.0	7.0	31.0
	有限会社 みの建築確認検査センター	1					1			1		41.0	10.0	31.0
	静岡県	1					1	1				74.0	49.0	25.0
静岡県	浜松市	1	1	13.0	4.0	9.0						23.0	13.0	10.0
	沼津市	1					1	1				96.0	45.0	51.0
	焼津市	1	1	10.0	3.0	7.0						31.0	13.0	18.0
	一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター	23	18	18.8	13.4	5.4	5			5		35.5	26.0	9.5
愛知県	愛知県	3	2	23.0	6.5	16.5	1		1			47.3	26.0	21.3
	財団法人 愛知県建築住宅センター	5	5	19.6	6.2	13.4						19.6	6.2	13.4
	株式会社 愛知建築センター	2	2	37.0	22.5	14.5						37.0	22.5	14.5
	株式会社 確認検査愛知	2	2	22.5	6.5	16.0						22.5	6.5	16.0
三重県	三重県	1					1	1				44.0	15.0	29.0
	津市	1					1	1				81.0	65.0	16.0
	桑名市	1	1	54.0	16.0	38.0						54.0	16.0	38.0
滋賀県	一般財団法人 滋賀県建築住宅センター	1					1	1				60.0	27.0	33.0
京都府	京都府	1	1	49.0	0.0	49.0						49.0	0.0	49.0
大阪府	大阪市	4					4		4			67.8	47.5	20.3
	岸和田市	1					1	1				55.0	34.0	21.0
	吹田市	1	1	42.0	26.0	16.0						138.0	80.0	58.0
	高槻市	1					1		1			91.0	45.0	46.0
	八尾市	2	2	25.5	13.5	12.0						36.0	21.5	14.5
	東大阪市	5	5	37.4	21.6	15.8						80.8	44.2	36.6
	財団法人 大阪建築防災センター	13	13	27.6	16.7	10.9						50.8	31.3	19.5
兵庫県	神戸市	3	1	30.0	7.0	23.0	2			2		94.7	39.7	55.0
	明石市	1	1	17.0	7.0	10.0						31.0	14.0	17.0
	株式会社 兵庫確認検査機構	6	6	21.8	9.0	12.8						52.5	32.0	20.5
奈良県	財団法人 なら建築住宅センター	7					7	7				64.9	34.3	30.6
和歌山県	和歌山県	2	2	29.0	10.5	18.5						42.0	16.0	26.0
鳥取県	米子市	4					4	4				57.0	23.0	34.0
島根県	島根県	2	1	18.0	7.0	11.0	1		1			58.0	36.5	21.5
	松江市	1					1	1				35.0	8.0	27.0
	出雲市	1					1	1				43.0	25.0	18.0
岡山県	岡山市	1	1	36.0	20.0	16.0	1	1				113.0	70.0	43.0
	岡山県建築住宅センター株式会社	6	5	15.0	2.0	13.0	1	1				36.0	20.0	16.0
広島県	広島市	6	2	41.5	18.5	23.0	4	3	1			49.2	18.2	31.0
	尾道市	1					1		1			40.5	17.0	23.5
山口県	山口県	4					4	3		1		90.0	37.0	53.0
	防府市	2					2	2				92.3	48.3	44.0
徳島県	徳島県	2	1	36.0	0.0	36.0	1			1		89.5	48.5	41.0
	徳島市	2	2	88.0	78.5	9.5						65.0	27.0	38.0
香川県	香川県	1					1	1				131.0	99.5	31.5
	松山市	1	1	11.0	4.0	7.0						30.0	3.0	27.0
愛媛県	今治市	1	1	34.0	14.0	20.0						39.0	20.0	19.0
	新居浜市	1	1	29.0	14.0	15.0						34.0	14.0	20.0
	株式会社 愛媛建築住宅センター	5	5	13.0	10.0	3.0						48.0	24.0	24.0
高知県	高知県	3	2	46.0	37.0	9.0	1	1				41.8	29.0	12.8
福岡県	福岡県	2	1	21.0	17.0	4.0	1	1				48.3	31.7	16.7
	福岡県	2					2	2				28.5	14.5	14.0
	北九州市	2					2	2				46.5	15.5	31.0
	福岡市	2					2	1		1		59.5	23.5	36.0
佐賀県	佐賀県	1					1	1				20.0	11.0	9.0
	佐賀市	4					4	4				72.5	41.5	31.0
長崎県	長崎県	1					1	1				25.0	13.0	12.0
熊本県	熊本市	1	1	16.0	7.0	9.0						26.0	12.0	14.0
	株式会社 熊本建築確認検査機関	6	6	37.8	18.8	19.0	1			1		87.0	55.0	32.0
	株式会社 ACS熊本	8	8	37.9	24.1	13.8						37.8	18.8	19.0
大分県	中津市	3	1	35.0	19.0	16.0	2	2				37.9	24.1	13.8
	財団法人 大分県建築住宅センター	2					2			2		39.7	20.0	19.7
宮崎県	宮崎市	5	5	13.0	4.8	8.2						28.0	13.5	14.5
	都城市	1	1	12.0	2.0	10.0						71.2	49.0	22.2
	日向市	1	1	11.0	0.0	11.0						84.0	48.0	36.0
鹿児島県	鹿児島市	9	4	28.8	6.4	22.4	5	4	1			53.0	26.0	27.0
沖縄県	沖縄県	2	2	40.5	19.0	21.5						45.0	13.0	32.0
	那覇市	2	1	24.0	0.0	24.0	1	1				40.5	19.0	21.5
	宜野湾市	1	1	67.0	45.0	22.0						21.5	4.0	17.5
	沖縄市	1					1	1				67.0	45.0	22.0
	沖縄建築確認検査センター株式会社	16	16	49.7	29.1	20.6						101.0	37.0	64.0
	指定確認検査機関	1,055	986	26.5	12.9	13.6	69	36	9	7	17	47.9	27.2	20.7
	特定行政庁	228	78	33.4	14.5	19.0	150	116	19	14	1	60.8	30.4	30.4
	総計	1,283	1,064	27.0	13.0	14.0	219	152	28	21	18	50.2	27.8	22.4

※1：平成22年6月1日以降に確認申請受付を行い、平成24年4月中に確認済証を交付した物件が対象
(当該集計は、事前相談に長期間を要している等、集計結果に影響を及ぼすような異常値が報告されている物件を対象外としている。)

※2：法定通知とは「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」のことをいう。

※3：法定通知を行った理由は以下の通り
a) 法定期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できないため
b) 補正等の書面の交付の内容について、定められた期限までに申請者等が補正等の提出を行わないため
c) 補正等の書面の交付の内容について、申請者等が補正等の提出を行ったが、その内容が不十分であるため

※4：事前相談期間には、申請者から連絡のあった当初ではなく、概ね申請書類一式が揃ったものについて行っている(いわゆる仮受付、事前預かりなど)段階から算入している。

※5：平均審査日数は審査側(過剰審査を含む)の審査期間と申請者側の作業期間を合わせたものをいう。
なお、申請者側の作業日数と審査者側の審査日数の内訳に係る具体的な判断は、各機関・行政庁において行っている。